

旧		新	
頁	内 容	頁	内 容
1	はじめに（市長名）	—	はじめに（市長名）
—	目次（添付資料名）	1	目次（添付資料名）
2	① <u>上位計画</u> におけるコミュニティバスの位置づけ	2	① <u>市の計画</u> におけるコミュニティバスの位置づけ
2	<u>基本構想・前期基本計画 2011—2020（平成 23 年 3 月）</u>	2	<u>後期基本計画 2016—2020（平成 28 年 3 月）</u>
2	なし	2	<u>〇東村山市創生総合戦略（平成 28 年市の計画）</u> におけるコミュニティバスの位置づけを踏まえて、本ガイドラインでは、コミュニティバスの役割を <u>以下の通り</u> に位置づけます。
10	コミュニティバスの検討地域	4	コミュニティバスの検討地域 ＝データ更新
3	100円～170円の均一料金、一般路線バスと同じ対距離料金、割引制度 等	5	<u>180円の均一料金</u> 一般路線バスの初乗り運賃と <u>同等</u> の料金、割引制度 等
3	<u>車両</u> 小型バス、 <u>ジャンボタクシー</u> 等、需要に応じた車両	5	<u>車両</u> 小型バス、 <u>ワゴン車</u> 等、需要に応じた車両
3	小型バス（現行車両： <u>定員 35 人</u> ）	5	小型バス（現行車両： <u>定員 36 人又は 27 人</u> ）
4	1—3 コミュニティバスの検討主体と役割分担（図の変更）	6	1—3 コミュニティバスの検討主体と役割分担（図の変更）
5	地域への相談、 <u>説明会</u> などを実施	7	<u>市民からの相談</u> を受け、改善の手順、要件等を説明
5	改善計画の <u>作成</u> （申請）	7	改善計画の <u>策定</u> （申請）
8	改善検討を開始するためには、 <u>地域の皆様自身が地域交通への問題意識を持つことが必要</u> です。	10	改善検討を開始するためには、 <u>コミュニティバスの運行を改善することにより</u>
8	鉄道・一般路線バス網が <u>補完</u> すること	10	「 <u>鉄道・一般路線バス網を補完すること</u> 」

旧		新	
頁	内 容	頁	内 容
8	道路条件の確認として、想定する導入地域で、 <u>小型バス・ジャンボタクシー</u> が走行可能か確認します。(市が提供する車両幅、道路幅員の情報を確認)	10	<u>※コミュニティバスには、走行するための道路条件があります。(添付資料①参照。詳細は市の窓口で直接ご確認ください)</u>
8	導入地域が、検討地域の対象外の場合、 <u>小型バス・ジャンボタクシー</u> が走行できない場合は、導入検討はできません。	10	<u>注意！導入地域が、検討地域の対象外の場合、小型バス・ワゴン車が走行できない場合は、導入検討はできません。</u>
8	なし	10	<u>小型バス・ワゴン車が走行可能な道路条件を満たせる見込みがある</u>
9	改善検討に当たっては、 <u>地域が自ら中心となって検討し、取り組んでいく意志を持っていることが必須の条件となります。</u>	11	改善検討に当たっては、 <u>地域が自ら中心となって検討し、運行への協力を行う組織として、「地域組織」を設立していただきます。</u>
9	地域組織の要件に従って、 <u>組織を設立します。</u>	11	<u>下記に示す地域組織の要件に従って、組織を設立します。</u>
10	運行改善案の <u>策定</u>	12	運行改善案の <u>作成</u>
10	原則、市内の経路（市外の場合、 <u>該当市と対応方法を検討します</u> ）	12	<u>原則、市内の経路市内で完結することが困難等、複数の市で運営することが各市の利便性向上につながる場合、該当市と対応方法を検討します。</u>
10	<u>転回場所</u> （起終点で車両の転回の可否、運転手が使用できるトイレの有無、等）	12	<u>転回場所を確保できること</u> （起終点で車両の転回の可否、運転手が使用できるトイレの有無、等）
11	運賃：均一料金、 <u>対距離料金</u> 、割引制度	13	運賃：均一料金、割引制度
12	試算収支率が前年度以上を <u>満たす場合</u> （P13, 16同様）	14	試算収支率が前年度以上を <u>満たすこと</u> （P15, 18同様）
13	改善計画書の <u>策定</u>	15	改善計画書の <u>作成</u>
14	運行に必要な車両を新規調達する場合は、 <u>最低3～4ヶ月程度</u> かかります。	16	運行に必要な車両を新規調達する場合は、 <u>最短でも6ヶ月程度</u> かかります。

旧		新	
頁	内 容	頁	内 容
14	標準処理期間の目安は、約2ヶ月	16	標準処理期間の目安は、約1~2ヶ月
14	事業計画認可の取得	16	事業計画許認可の取得
14	標準処理期間を踏まえた事業許可申請が行われていること	16	標準処理期間を踏まえた事業認可申請が行われていること
15	実証運行を周知したり、自ら利用したりするなど、利用を促進します。	17	実証運行が行われていることを地域に周知するなど、利用を促進します。
16	実証運行を経て、地域組織でバス停などのインターフェースに改善が必要な場合は、実証運行時の準備と同様に、協働で準備します。	19	実証運行を経て、改善が必要な場合は、実証運行時の準備と同様に、協働で準備します。
18	改善運行（継続・取消）	20	改善運行（継続・改善・取消）
18	改善運行の周知、自ら利用するなど、利用を促進します。	20	改善運行が行われていることを地域に周知し、利用を促進します。
—		22	4. 広域連携による運行の検討（追加）
23	コミュニティバスの検討地域	29	コミュニティバスの運行に必要な道路条件（抜粋）
23	チェックシート	29	チェックポイント一覧
27	様式1~5共通	35	様式1~5共通（元号削除）
27	様式1	35	様式1（ふりがな欄追加，構成員氏名欄を代表者の他4名）
28	様式2 交通手段、コミュニティタクシー （様式4，5同様）	36	様式2 使用車両、ワゴン車 （様式4，5同様）